

著しく示唆、刺戟、牽制をうくる事實に鑑み、國際労働機關を利用して、以て労働立法に對する我等の理想を實現せしむべく、政府を督勵促進する事が尙かつ價値ある事を我等に認識せしむるのである。

これ最近滿洲問題を契機として我國労働界に國家主義的思潮が擡頭しつゝある現狀に於て、尙且つ日本労働組合會議が國際主義的態度を捨てざる所以である。

然らば願つて今日まで我國政府が過去の國際労働總會に於て採決されたる條約案及勸告の幾何を批准し又はその趣旨に合致する措置を執りたるかを検討せんか、我等はその批准數の餘りにも過少なるに失望と憤恨を感じざるを得ない。

即ち第一回より第十五回に亘る國際労働總會に於て採決されたる條約案は三十一、勸告は三十九に達するのであるが其内我國に於て批准し、立法其他何等かの國內的措施をとりたるもの十一、日本が其の趣旨に合致する措置をとりたる勸告數は十二にすぎない。

しかし乍ら我等はこの成績を以て直ちに左右兩極の労働團體の如く、國際労働機關を全面的に否定せんとする認識混淆をくり返すの愚を爲すものではない。如何となれば今日我國に於て實施しつゝある職業紹介法、工業労働者最低年齢法、船員最低年齢法、船員職業紹介法等の制定並びに工場法及鑛業法の一部規定の改正は、第一回、第二回、第七回等の國際労働總會等に於て採決されたる條約案に刺戟牽制されたる事が、直ちに立法又は改正の動機となりたる事實を我等は目撃して居るからである。

然らば如何にして未批准の條約案又は未措置の勸告を國內法化せしむべく政府を督勵促進せしむべきか？他なし労働階級の強大にして統一せる團結の力によつて、否應なしに政府をして我等の要望を受容せしむるより外に道なし。是日本労働組合

議の先行的機關であつた労働立法促進委員會又は日本労働俱樂部が多額の費用と莫大の精力を犠牲として年々労働代表一行を露府に送つた所以であり、又我國最初の全國的統一機關である日本労働組合會議が社會立法の制定及國際労働問題の對策決定をその重要な目的の一に數ふる所以である。

我等は右記理由の下に國際労働總會に労働代表を送る事を必要なりと認識するものであるが、労働代表の露府に於ける活動は労働立法の制定でふ我等の理想實現の闘争に於ける前哨戦にすぎない。この労働代表を選出せる全日本労働階級の代表機關たる日本労働組合會議の政府に對する要望實現の闘争こそは、この問題の死活を決する最後の鍵でなくてはならない。

社會立法の制定實施なくして我等全日本のプロレタリアの生活、地位の保證はありえない。これ日本労働組合會議がこの問題に對して、他の重要な諸問題と同様の關心をもつ所以である。

全産聯團體保險反對、國營

保險實施要求に關する決議 (昭和九年第二回 執行委員會決定)

決議

商工省が、全産聯の團體保險を認可し、逓信省の團體保險創立に反對を表明したることは、團體保險の社會政策的意義を没却し、露骨なる資本家擁護なりと認め

我等は左記の理由により、逓信省團體保險の創立を要望す